

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成24年4月4日
【会社名】	株式会社システムソフト
【英訳名】	SystemSoft Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉尾 春樹
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市中央区天神三丁目10番30号
【電話番号】	092(714)6236（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部長 緒方 友一
【最寄りの連絡場所】	福岡県福岡市中央区天神三丁目10番30号
【電話番号】	092(714)6236（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部長 緒方 友一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 199,999,100円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	4,255,300株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、標準となる株式であります。 単元株式数 100株

(注) 1 平成24年4月4日開催の取締役会決議によるものであります。なお、本第三者割当増資による新株式発行については、平成24年5月17日開催予定の臨時株主総会において、特別決議により発行可能株式総数に係る定款変更に関する議案及び本第三者割当増資に関する議案の承認が得られることが条件となります。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	4,255,300株	199,999,100	102,127,200
一般募集			
計（総発行株式）	4,255,300株	199,999,100	102,127,200

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は97,871,900円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
47	24	100株	平成24年5月18日（金）		平成24年5月18日（金）

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとし、

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社システムソフト 管理部	福岡市中央区天神三丁目10番30号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 福岡支店	福岡市博多区博多駅前一丁目1番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
199,999,100	4,555,000	195,444,100

(注)1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、臨時株主総会開催費用3,055千円、登記関連費用800千円、有価証券届出書作成費用他700千円等の概算額であります。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額195,444千円は、スマートフォンなどのモバイル端末におけるSEO(検索エンジン対応の最適化)コンサルティング事業に強みを持つ株式会社アップトゥーミーの株式取得資金の一部に充当する予定であります。なお、手取金につきましては、払込期日の平成24年5月18日より平成24年5月21日までは銀行口座にて管理し、平成24年5月22日に当該取得を行う予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定 先の概要	氏名	中島 正三		
	住所	東京都港区		
	職業の内容	勤務先の名称等	パワーテクノロジー株式会社 取締役	
		所在地	東京都千代田区麹町1 - 4	
事業の概要		SEO(検索エンジン最適化)事業		
b 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	該当事項はありません。		
	人事関係	該当事項はありません。		
	資金関係	該当事項はありません。		
	技術又は取引等の関係	株式会社アップトゥーミーの全株式を所有する株主であり、当社は平成24年5月22日付で同社の全株式を取得する予定であります。		

c 割当予定先の選定理由

当社は、当社が保有する特色あるIT技術や業務ノウハウを活かしたシステム開発・コンサルティング業務を通じて、社会環境や顧客ニーズの変化に的確に対応し、社会貢献できる企業を目指すことを経営の基本方針としております。

当社が属する情報サービス産業におきましては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によるサプライチェーンの寸断や電力供給の制約、それに続く原子力災害の影響に加え、欧州の金融不安や急激な円高などによる先行き不透明な景況感を受け、企業のIT投資に対する慎重な姿勢が一層強まり、新規案件の先送りや予算の縮小等、厳しい事業環境が続いております。

このような環境下、当社は更なる企業価値の向上のため、これまで培ってきた技術力やノウハウを新たな事業に発展させていくことを重要な経営課題とし、既存事業の推進と課題の解決に取り組んでおります。その一環として、平成24年1月に賃貸不動産情報サイト「APAMAN」の運営事業を新たに開始いたしました。

また、それに加え、新たな分野のシステムソリューション事業への進出を図るため、平成24年4月4日開催の取締役会において、株式会社アップトゥーミーの全株式を取得し、子会社化することを決議いたしました。株式会社アップトゥーミーは、携帯電話、スマートフォンなどのモバイル端末におけるSEOコンサルティング事業に強みを持つ企業であり、この分野において大手のポータルサイト、コンテンツプロバイダーなどの顧客を中心として順調な業績で推移しております。

モバイル端末分野の市場は近年急速に成長している領域であり、当社は同社が今後も大きく成長することを予測しております。また、当社は、従来からの金融機関システムソリューションやWeb系ソリューションを中心とした事業展開を行っておりますが、これまでのPC分野だけではなく、モバイル端末分野への進出を課題として捉えておりました。今後は、本件株式取得によりモバイル端末分野への対応を加速するとともに、株式会社アップトゥーミーが得意とするSEOコンサルティング事業と、当社が得意とするアプリケーション開発という両社の強みをあわせることにより事業拡大を目指します。

株式取得にあたりましては、当社資金計画を基に手持資金からの充当及び金融機関からの借入を検討いたしました。保守的に見た手持資金の保持額、当社が属しております親会社アバマンショップホールディングスグループにおける有利子負債の圧縮方針により、第三者割当増資による必要資金の確保が最適であると判断いたしました。

なお、割当予定先である中島正三氏は、当社親会社グループのシステム開発において、当社と協業して開発を行っているパワーテクノロジー株式会社の取締役であり、本第三者割当増資の引受けにより、中島氏の豊富なアイデアや広い人脈を背景に、当社及び親会社グループにおけるシステム開発・運用分野などで有用な助言が期待できます。また、中島氏は当社が株式取得を予定している株式会社アップトゥーミーの全株式所有者・事業協力者でもあります。当社は、今回の中島氏による第三者割当増資の引受けは、相互の協力関係が一層緊密になるとともに、当社の企業価値向上に大きく資すると期待しております。また、割当予定先の選定においては、事前に中島氏が反社会的勢力とは関係がないことを確認して判断しております。

d 割り当てようとする株式の数

割当予定先	割当予定株数
中島 正三	当社普通株式 4,255,300株

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先による本第三者割当増資の引受けが、当社と割当予定先との関係強化を目的とした長期保有の方針に基づくものであることを確認しております。なお、当社は、割当予定先から、払込期日より2年以内において新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式の内容を直ちに当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社大阪証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先が本第三者割当増資の払込に要する資金を有することを金融機関発行の預金残高証明書で確認しており、当社は本第三者割当増資による新株式発行の払込に確実性があると判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は割当予定先中島正三氏より、反社会的勢力と一切関係がないことの誓約書の提出及びその旨の説明を受けております。また、中島氏はパワーテクノロジー株式会社の取締役であり、当社は同社が反社会的勢力とは関係がないことも確認しております。

以上の確認及び調査を踏まえ、当社は株式会社大阪証券取引所に「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書（第三者割当）」を提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価格につきましては、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日までの直近3ヵ月間（平成24年1月4日から平成24年4月3日）の株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社株式の終値の平均値である1株51.3円から8.4%ディスカウントした価格、1株47円といたしました。

なお、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日の終値は1株69円（ディスカウント率31.9%）、取締役会決議日の直前営業日までの直近1ヵ月間の終値平均値は1株69.4円（ディスカウント率32.3%）、取締役会決議日の直前営業日までの直近6ヵ月間の終値平均値は1株43.6円（プレミアム率7.8%）となっております。

発行価格算定にあたりましては、昨今の不安定な株式市場や、当社の株価が平成24年3月12日から急激な売買高を記録するようになり、前営業日である3月9日の終値53円から4月3日の終値69円と、25日間（以下、「本件高騰期間」という。）に30.2%の高騰を示したことで、一方で、直近3ヵ月間の平均価格が51.3円であることの対比から、本件高騰期間における急騰の影響を排除する目的で、直近3ヵ月の平均を採用することといたしました。

また、かかる判断に基づく発行価格につきましては、当社から独立した第三者機関である神田元経営法律事務所より、本第三者割当増資が、上記の事情等を総合的に勘案したうえで、会社法第199条第3項に規定される「特に有利な金額」に該当しない旨の意見を得ております。

したがいまして、当社は、本発行価格決定が当社株式の客観的な値である市場価格を基準に決定したものであり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、合理的な発行価格であると認識しております。また、監査役4名全員からも、当社株式の売買高、株価の推移、市場全体の環境、事業状況等を勘案し、有利発行に該当しない旨の取締役会の判断について、法令に違反する重大な事実認められない旨の意見を得ております。

なお、上記のとおり本第三者割当増資の発行価額は割当予定先に対して特に有利な払込金額に該当しないと判断しておりますが、念の為、平成24年5月17日開催予定の臨時株主総会において、株主の皆様によるご承認を頂いたうえで、本第三者割当増資を実施いたします。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により、新たに発行する株式数は、普通株式4,255,300株であり、平成24年4月4日現在の当社発行済株式総数33,311,260株に対して12.77%（議決権総個数332,754個に対して12.79%）の希薄化が生じることとなります。し

かしながら、本第三者割当増資は、当社の今後の事業拡大や企業価値の向上に寄与するものと考えており、今回の発行数量と希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社アパマンショッ プホールディングス	東京都中央区京橋1丁目1 - 5	23,854	71.69%	23,854	63.56%
中島 正三	東京都港区	-	-	4,255	11.34%
丸山 三千夫	山梨県中巨摩郡	520	1.56%	520	1.39%
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2 丁目4 - 6	301	0.90%	301	0.80%
久木田 健司	大阪府大阪市北区	220	0.66%	220	0.59%
辻 美幸	奈良県奈良市	217	0.65%	217	0.58%
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁 目1番2号	189	0.57%	189	0.50%
長嶺 忠	沖縄県那覇市	187	0.56%	187	0.50%
宮本 暁美	徳島県徳島市	170	0.51%	170	0.45%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1丁目2 - 10	164	0.50%	164	0.44%
計	-	25,824	77.61%	30,079	80.15%

(注) 1 平成23年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年9月30日現在の総議決権数332,754個に、本株式発行に係る議決権の数42,553個を加えて算定しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第30期）及び四半期報告書（第31期第1四半期）（以下、「有価証券報告書等」という）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成24年4月4日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成24年4月4日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第30期）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成24年4月4日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、以下の臨時報告書を提出しております。

（平成23年12月20日提出の臨時報告書）

平成23年12月16日開催の当社第30回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成23年12月16日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金の額の減少の件

(1) 減少する資本金の額

平成23年9月30日現在の資本金の額1,500,000,000円を201,073,257円減少して、1,298,926,743円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えるものとする。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額201,073,257円の全額をその他資本剰余金に振り替えるものとする。

(3) 資本金の額の減少がその効力を生ずる日

平成24年1月31日

第2号議案 剰余金の処分の件

(1) 処分する剰余金の額

当社のその他資本剰余金386,455,225円のうち全額を処分し、繰越利益剰余金に振り替える処理を行うものとする。

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 386,455,225円

(3) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 386,455,225円

(4) 剰余金の処分の効力が生ずる日

平成24年1月31日

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役として、大村浩次、吉尾春樹、石川雅浩及び緒方友一を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、瀧ノ上邦晶を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合） （注3.）
第1号議案	260,527	2,582	0	（注1.）	可決（98.95%）
第2号議案	260,514	2,595	0	（注2.）	可決（98.95%）
第3号議案				（注2.）	
大村 浩次	260,228	2,881	0		可決（98.84%）
吉尾 春樹	260,271	2,838	0		可決（98.86%）
石川 雅浩	260,218	2,891	0		可決（98.84%）
緒方 友一	260,271	2,838	0		可決（98.86%）
第4号議案	260,145	2,964	0	（注2.）	可決（98.81%）

（注）1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 「賛成の割合」は以下にて算出しております。

$$\text{賛成の割合} = \frac{\text{前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち各議案の賛否に関して賛成と確認ができた議決権の数}}{\text{前日までの事前行使分及び当日出席の株主の議決権の数}}$$

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。

3 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第30期）「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載の資本金は、有価証券報告書の提出日（平成23年12月16日）以降、本有価証券届出書の提出日（平成24年4月4日）までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額（千円）	残高（千円）	増減額（千円）	残高（千円）
平成24年1月31日	201,073	1,298,926	-	-

（注）平成23年12月16日開催の定時株主総会決議に基づき平成24年1月31日（債権者保護手続の完了による効力発生日）に実施した、損失の処理のためのその他資本剰余金への振替によるものであります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第30期)	自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日	平成23年12月16日 福岡財務支局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第31期第1四半期)	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日	平成24年2月3日 福岡財務支局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月3日

株式会社システムソフト
取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野村 聡 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 隆 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社システムソフトの平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第31期事業年度の第1四半期会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社システムソフトの平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年12月16日

株式会社 システムソフト
取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野村 聡

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 隆

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社システムソフトの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社システムソフトの平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社システムソフトの平成22年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社システムソフトが平成22年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年12月16日

株式会社 システムソフト
取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野村 聡

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 隆

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社システムソフトの平成22年10月1日から平成23年9月30日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社システムソフトの平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成23年12月16日開催の定時株主総会において、資本金の額の減少及び剰余金の処分について決議されている。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社システムソフトの平成23年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社システムソフトが平成23年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていない。